

仕様書

1. 業務名

和泉市総合情報発信等委託業務（以下、「本業務」という。）

2. 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3. 目的

和泉市が持つ魅力や地域資源を効果的に情報発信することにより、「和泉シティプロモーション戦略」に掲げる「選ばれる都市になり、持続的にまちを発展させる」という目標を達成するための事業等の提案を求めるとともに、提案事業等について、その成果を的確に検証できる業務委託事業者を求めるものである。

4. 業務内容

受託者は以下の点を踏まえて事業提案をすること。

本市は都市性(利便性)と郊外性(自然環境)をあわせもち、バランスのとれた生活環境がアピールポイントとなっており、大阪市や堺市、泉大津市等の近隣市町村からの転入が多い。また、メインターゲットを「20代から30代のカップルや子育て世帯（今後子育てを予定している世帯を含む）で、将来的な居住地を探している世帯」とする。

（1）WEB広告等の企画・実施

受託者は、本業務の目的達成に対して効果的な時期および手法等により、ディスプレイ広告、SNS広告等を活用した提案を行い、委託者と協議の上、実施すること。

なお、これらの広告は、期間中に複数を組み合わせて実施することとし、内容については【和泉市の魅力】と、子育て世帯が知りたい【子育て】、【教育】の3項目を盛り込むこととする。また、実施の都度広告効果を分析・検証して改善を図るPDCAサイクルを回すこと。

※誘導先は、主に「いずみぐらし」ホームページや市公式YouTubeチャンネルを想定している。

- ・「いずみぐらし」ホームページ

<https://www.city.osaka-izumi.lg.jp/izumigurashi/index.html>

- ・市公式YouTubeチャンネル

<https://www.YouTube.com/@osakaIzumicity>

① 使用する広告媒体

広告については、SNS（Instagram【公式】和泉市ええやん！広め隊 (@izumi_hirometai)、YouTube等）広告、Google ディスプレイ広告等から効果的なものを選択・提案し、実施すること。

②その他提案

雑誌・TV等その他の発信媒体を活用してWEB広告の効果を補完・強化する手法があれば提案・

実施すること。

▼その他提案の例

- ・インフルエンサーと連携したプロモーション
- ・デジタルサイネージでの放映 等

③広告素材

既存素材を活用したり、必要に応じて新規素材（静止画又は動画）を制作する。なお、内容については委託者と協議の上で決定する。

▼既存素材内容の例

【和泉市の魅力】動画

- ・「子育て移住に丁度いい街 暮らし編」（約2分）
<https://www.youtube.com/watch?v=4ZfGMm4VjqQ>
- ・市民参加型シティプロモーション動画（#いずみ動画チャレンジ）
<https://www.youtube.com/watch?v=7AFRPkrgqjg>
- ・最優秀賞「いずみの国にいざなわれ」和泉市ドローン空撮コンテスト2024
https://www.youtube.com/watch?v=QsXeeo_FVZg
- ・市長賞「空から届けたい和泉市の美景」いずみドローンコンテスト2024
<https://www.youtube.com/watch?v=CJ5AmGJdNnc>
- ・優秀賞「都市にきらめく自然の魅力：和泉市」和泉市ドローン空撮コンテスト2024
https://www.youtube.com/watch?v=a0ZpHGgrb_0

【子育て】【教育】動画

- ・「子育て移住に丁度いい街 子育て・医療編」（約2分）
<https://www.youtube.com/watch?v=1fEwznxXl8E>

【移住・定住 PR 冊子】

- ・「いずみぐらし」（トカイナカナまちの紹介や移住者インタビュー、数字でみる本市のランキングをまとめた冊子）
<https://www.city.osaka-izumi.lg.jp/izumigurashi/21646.html>

▼新規素材内容の例

- ・【和泉市の魅力】「いずみぐらし」ホームページの本市の魅力バナー（施設紹介、トカイナカナまち、アクセス の利便性等）
- ・【子育て】「いずみぐらし」ホームページの子育てバナー（子育てサークル、いずみファミリー・サポート、ショートステイ・トワイライトステイ等）
- ・【教育】「いずみぐらし」ホームページの教育ページバナー（施設一体型義務教育学校、いずみ希望塾等）

- ・「いずみぐらし」ホームページの住まいページバナー（結婚新生活支援補助金制度、南部地域等移住定住支援補助金制度等）等

▼期待する行動変容

- ・「いずみぐらし」ホームページへの遷移
- ・既存素材動画等の視聴
- ・移住・定住PR冊子データの閲覧

▼広告素材を活用した配信パターン例

<パターン①>

広告素材	新規素材作成・既存素材活用	広告媒体	期間
【和泉市の魅力】市民参加型シティプロモーション動画	既存素材活用	Instagram	2 ヲ月
【子育て】【教育】「子育て移住に丁度いい街 子育て・医療編」	既存素材活用	YouTube	2 ヲ月

<パターン②>

広告素材	新規素材作成・既存素材活用	広告媒体	期間
【和泉市の魅力】「子育て移住に丁度いい街 暮らし編」	既存素材活用	YouTube	2 ヲ月
【子育て】「いずみぐらし」ホームページの子育てページ	新規素材作成	Instagram	2 ヲ月
【教育】「いずみぐらし」ホームページの教育ページ	新規素材作成	Google	2 ヲ月

<パターン③>

広告素材	新規素材作成・既存素材活用	広告媒体	期間
【和泉市の魅力】優秀賞「都市にきらめく自然の魅力：和泉市」和泉市ドローン空撮コンテスト2024	既存素材活用	YouTube	2 ヲ月
移住・定住PR冊子「いずみぐらし」	既存素材活用	Google	3 ヲ月
【子育て】【教育】「子育て移住に丁度いい街 子育て・医療編」	既存素材活用	Instagram	1 ヲ月

④成果目標

広告について、成果目標（指標及び目標値）を定めること。また、その他提案についても、提案手法に応じた検証可能な成果目標（指標及び目標値）を定めること。

また、設置した目標値に達した場合であっても、予算の範囲内で事業効果の最大化を目指して事業を継続すること。

⑤効果測定

- ・受託者は、業務状況をモニタリングし、状況に応じて的確に対応すること。
- ・受託者は、広告配信について、広告の表示回数、広告クリック数、閲覧者の属性等（性別、年

年齢、地域、特性等)を分析しながら、定期的に報告するとともに、必要に応じてターゲティングの変更や絞り込み等の改善策を委託者と協議の上、実施すること。

5. 成果品及び業務完了報告書の提出

- ・受託者は、契約締結後遅滞なく、企画提案書をもとに具体的な業務内容及び業務スケジュールについて、委託者と協議の上、「実施計画書」(任意様式)を作成し、委託者へ提出すること。
- ・受託者は、本業務履行により発生した映像や画像等の資料を含む成果品を提出すること。なお、納入方法等の具体的なことについては、委託者と協議のうえ決定すること。
- ・受託者は、本業務完了後、実施内容を「業務完了報告書」として取りまとめ、完了報告書を保存したメディア(DVD等)を一式提出し、委託者の検査を受けること。また、完了報告書には、WEB 広告に係る広告シミュレーション(媒体、予算配分、表示回数、クリック数、クリック率、クリック単価)及びそれらに対応する実績、その他提案についても、それらの事業成果等を記載すること。また、広告全体の効果を総合的に分析し、今後の展開についての改善提案を盛り込むこと。なお、合格と認められない場合は、委託者の指定する期日までに補正を行うこと。また、その場合の費用は、受託者の負担とする。
- ・委託者は、必要がある場合は、受託者に対して業務の実施状況について調査又は報告を求めることができる。

6. 業務委託料の支払い

完了報告書等提出後、委託者による検査に合格後の完了払いとする。ただし、合格と認められない場合はこの限りではない。

7. 個人情報保護対策

受託者は、本業務の履行にあたり個人情報の漏洩を防止するため、必要な措置を講じること。また、受託者は、本業務の履行にあたり知り得た情報を本業務の目的以外に使用してはならない。本業務の履行期間が満了した後も同様とする。

8. 権利の帰属および著作権

本業務より制作された成果品の著作権(著作権法第21条から第28条に定める権利を含む)は、全て委託者に帰属するとともに、本契約終了後においても委託者が自由に無償で利用できるものとする。また受託者は、著作者人格権(公表権、氏名表示権、同一性保持権)を行使しないものとする。

既存の映像・画像・写真・楽曲等を使用する場合は、原則、オリジナルかフリー素材を使用するなど、著作権等の問題が発生しないようにし、著作権等の許諾が必要な場合は、手続き等を受託者において行うこと。なお、成果品は、受託者において映像や画像、音楽等に関する著作権等の処理を済ませたもので、所有権は全て委託者に帰属するものとする。

9. その他業務上の要件

- ・実施体制として総括責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。
- ・打ち合わせ及び各種会議に使用する資料(会議録含む)は、委託者が求めるものを受託者が作成すること。
- ・委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合には、速やかに提出すること。また進捗状況に遅れが生じる場合には、委託者に対して速やかに報告するとともに対応

策を示すこと。

- ・各事業の進捗状況について、定期的に委託者に報告するとともに不測の事態等により遅れが生じる場合は、すみやかに委託者にその対応策についても提出するものとする。
- ・広告にあたっては社会通念上不適切と考えられるサイトへの掲載を排除するよう努め、掲載先サイトを定期的に確認すること。また、不適切サイト等への掲載が認められた場合には、直ちに委託者へ報告するとともに、委託者の対応指示に従うこと。
- ・その他、本仕様書等の記載がない事項等や疑義が発生した場合は、委託者と受託者が協議して対応すること。